



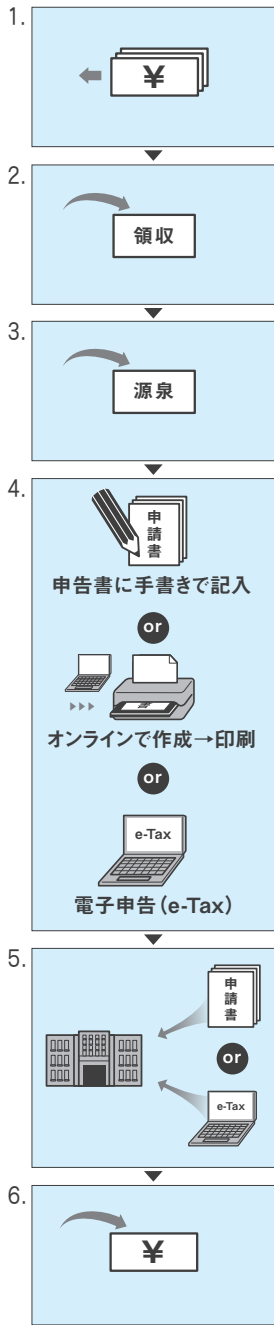
みんなで活用!

はじめての寄付金控除

最大約50%の
税額控除
II
減税に!

新寄付税制・改正NPO法により、日本の寄付税制は世界トップレベルになりました。
寄付金控除を受けるには「確定申告」が必要です。ポイントを押さえれば、
そこまで面倒ではありません。このガイドも参考に、ぜひ挑戦してください!

*平成23年分の情報を基に解説しています。平成24年分の最新情報は国税庁ホームページ等をご覧ください。



1. 認定・仮認定NPO法人に寄付（一部賛助会費等含む）をする

控除対象となるのは、認定・仮認定の有効期間に受領されたもの限定です。平成24年分確定申告（2013年2月～3月）で対象となる寄付金は、2012年1月1日から2012年12月31日までに受領されたものとなりますので、注意が必要です。

*所得税を納める必要がない方は寄付金控除を受けられません。

2. 認定NPO法人等から領収書（受領書等）をもらう

寄付金控除を受けるためには、認定NPO法人等からの領収書が必要です。原則、確定申告書に領収書を添付しなければいけません(※)。領収書の発送時期や頻度は団体により様々です。届いた領収書はなくさないよう、申告まで大切に保管します。万が一、申告シーズンまでに領収書が届かない場合は、団体に問い合わせます。

※電子申告(e-Tax)の場合、添付する必要はありませんが、5年間の保存が求められます。

3. 【1月頃】勤務先から「源泉徴収票」を入手

寄付金控除は「年末調整」では受けられませんので、給与所得者（サラリーマン）の場合でも、確定申告が必要です。勤務先から「源泉徴収票」をもらいます。

4. 【2～3月】確定申告書と計算明細書を作成

インターネットで簡単に申告書を作成できるのでオンライン作成がおすすめ。税額控除の場合は、申告書だけでなく「認定NPO法人寄附金特別控除額の計算明細書」の作成も必要となりますが、オンラインだと自動で転記されるので便利です。

※寄付先が個人住民税の税額控除対象であれば、一緒に住民税の分も申告可能です。自分の寄付先が対象かどうかは、お住まいの自治体（都道府県と市区町村）税務担当課に問い合わせしてみてください。

5. 【3月15日まで】確定申告書等を税務署に提出

寄付金控除の場合、還付金が発生しますので、振込先の銀行口座を記載した上で、最寄りの税務署に提出します。

6. 【4月頃～】還付金の振込を確認する

申告内容に問題がなければ、4月頃には国税還付金が振り込まれますので確認しましょう。還付金をさらに別のNPOへ寄付するのもいいかもしれません。



詳しい情報・オンライン作成は国税庁ホームページへ▶▶▶ <http://www.nta.go.jp/>

認定・仮認定NPO法人一覧は内閣府ホームページへ▶▶▶ <https://www.npo-homepage.go.jp/>